

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成29年度末までに158件の不服の裁定事件が係属し、154件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

平成29年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された3件と29年度に新たに受け付けた2件の計5件であり、うち1件は29年度中に終結し、4件は30年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

(平成30年3月31日現在)

(単位：件)

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱業法		1	12	4	14	0	31
採石法		5	16	0	25	0	46
森林法		0	1	4	3	0	8
農地法		0	1	2	0	1	4
海岸法		0	1	0	2	0	3
自然公園法		0	5	0	3	0	8
河川法		0	1	1	0	0	2
砂利採取法		5	15	5	17	0	42
都市計画法		0	7	0	1	0	8
その他		0	0	2	0	0	2
計		11	59	18	65	1	154

(注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成30年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表2-3-2 平成29年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事件名	申請人 (参加申立人)	処分庁	申請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成28年 (フ) 第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県業者 1社	三重県 尾鷲建設事務所 所長	平成 28.10.27	係属中
平成29年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 29. 2.20	係属中
平成29年 (フ) 第2号 (参加)	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県内漁業組合連合会外3組合	三重県 尾鷲建設事務所 所長	平成 29. 3.30	係属中
平成29年 (フ) 第1号-2	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 29. 7.14 (一部分離)	平成 29. 9.29 却下
平成29年 (フ) 第3号 (参加)	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	山形県遊佐町長	山形県 知事	平成 29. 8.24	係属中

第1節 平成29年度に係属した不服の裁定事件

平成29年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由が

ないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月15日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定した。これまで、4回の審理期日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成28年10月27日	裁定申請受付
11月15日	審理手続開始
平成29年2月3日	第1回審理期日
3月30日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から参加申立受付
4月28日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定
5月29日	第2回審理期日
10月27日	第3回審理期日
平成30年1月18日	第4回審理期日

2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(平成29年(フ)第1号・第1号-2・第3号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、平成29年1月13日付けで、拒否処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、申請人は、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものであるとして、平成29年2月20日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年8月24日に、山形県遊佐町から、処分庁が岩石採取計画認可申請の拒否処分における町条例の有効性を主張する上で参加の必要があることを理由として、

参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成29年3月6日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、同年7月14日の第2回審理期日において、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分に係る審理手続を分離（平成29年（フ）第1号－2事件）し、同年9月29日、同処分に係る申請を却下するとの裁定を行い、同事件は終結した。また、同月5日、山形県遊佐町の参加を承認した。これまで、5回の審理期日を開催するなど審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成29年2月20日	裁定申請受付
3月6日	審理手続開始
5月12日	第1回審理期日
7月14日	第2回審理期日
同日	森林法に係る審理手続を分離
8月24日	山形県遊佐町から参加申立受付
9月5日	山形県遊佐町の参加を承認
9月29日	森林法に係る申請の裁定
10月3日	裁定書の正本を申請人及び処分庁に送達
同日	第3回審理期日
10月19日	裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第8号）
12月25日	第4回審理期日
平成30年3月19日	第5回審理期日

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成29年（フ）第1号－2山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対して平成29年1月13日付けでした林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分を取り消す。

2 処分庁

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、採石業を営む申請人が、処分庁に対し、申請人が所有する土地について、森林法10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可を申請したところ、これを拒否する旨の処分をされ

たことから、この拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）の取消しを求める事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一
覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→「終結し
た不服裁定」を選択して該当する事件を参照)